

# 市職員の給与や職員数、サービスなどの状況をお知らせします

## 人事行政の運営等の状況

人事行政の運営等について「歌志内市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づきお知らせします。

人事行政とは、職員の任用、給与、勤務条件、服務、研修など職員に適用される基準や決まりごと全般をいいます。公表は、こうした人事行政の運営状況を市民の皆さんに明らかにすることにより、その公正性と透明性を高めることを目的としています。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### ① 職員の採用と退職の状況

平成24年度の採用者は幼稚園教諭1人です。また、退職者の状況は表1のとおりです。

#### ② 職員数の状況

本市では適正な組織規模を目指し、機構改革による組織の統廃合や指定管理者制度を活用した施設の管理運営を進めることで、職員数を抑制するなど適正な定員管理に努めてきました。今後も新たな行政課題や変化に的確に対応できるように計画的な

定員管理に努めます。

各部門別職員数の状況については表2のとおりです。

### 2 職員の給与の状況

#### ① 人件費と職員給与費

人件費とは、職員に支給する給与のほか、共済費の事業主負担分や特別職の報酬などを含む広い範囲の費用をいいます（次ページ表3-1）。人件費のうち、毎月支給される給料、扶養手当などの諸手当、民間企業の賞与に相当する期末・勤勉手当をあわせた職員給与費は次ページ表3-2のとおりです。

表1 職員の退職状況（平成24年度分）

| 退職理由 | 定年退職 | 勸奨退職 | 死亡退職 | 普通退職 | 計  |
|------|------|------|------|------|----|
| 人数   | 4人   | 2人   | 1人   | 1人   | 8人 |

表2 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在、単位:人)

| 部門        | 区分     | 職員数      |          | 対前年増減数  | 主な増減理由     |  |
|-----------|--------|----------|----------|---------|------------|--|
|           |        | 24年      | 25年      |         |            |  |
| 普通会計部門    | 一般行政部門 | 議会       | 2 (2)    | 2 (2)   | 0 (0)      | ⇐業務の機構改革に伴う減<br>⇐業務の機構改革に伴う増<br>⇐業務の機構改革に伴う減<br>⇐業務の機構改革に伴う減 |
|           |        | 総務       | 27 (27)  | 23 (23) | ▲4 (▲4)    |  |
|           |        | 税務       | 5 (-)    | 6 (-)   | 1 (-)      |  |
|           |        | 商工       | 4 (4)    | 3 (3)   | ▲1 (▲1)    |  |
|           |        | 土木       | 8 (7)    | 6 (6)   | ▲2 (▲1)    |  |
|           |        | 民生       | 16 (13)  | 16 (13) | 0 (0)      |  |
|           | 衛生     | 6 (2)    | 6 (2)    | 0 (0)   |            |  |
|           | 小計     | 68 (55)  | 62 (49)  | ▲6 (▲6) |            |  |
|           | 教育部門   | 13 (9)   | 13 (9)   | 0 (0)   |            |  |
|           | 消防部門   | 23 (-)   | 23 (-)   | 0 (-)   |            |  |
| 小計        | 36 (9) | 36 (9)   | 0 (0)    |         |            |  |
| 公営企業等会計部門 | 病院     | 29 (4)   | 28 (4)   | ▲1 (0)  | ⇐退職不補充に伴う減 |  |
|           | 下水道    | 1 (1)    | 1 (1)    | 0 (0)   |            |  |
|           | その他    | 2 (2)    | 2 (2)    | 0 (0)   |            |  |
|           | 小計     | 32 (7)   | 31 (7)   | ▲1 (0)  |            |  |
| 合計        |        | 136 (71) | 129 (65) | ▲7 (▲6) |            |  |

※ ( ) 内は、一般行政職の職員数です。  
 ※本表の職員数には、一般職に属する職員として教育長を含んでいます。

問い合わせ  
 庶務企画グループ  
 市役所3階  
 (☎42~3212)

■人事行政の運営等の状況

本市では、財政状況の悪化に伴う経費削減策として、平成12年度から給与の削減措置を実施しています。

②給料

職員の給料は、給料表によって決められています。給料表は、職種によつて行政職や医療職に区分され、職務の内容と責任の度合いに応じたいくつかの級が定められています。

最も多くの職員に適用されている行政職給料表は1級から6級まであり、一般行政職の級別職員数は表3-1-3のとおりとなっています。

また、一般行政職の平均年齢や平均給料月額などについては表3-1-4から表3-1-6までのとおりです。

本市の財政状況を踏まえ、平成25年度も引き続き各給料表において職務の級別に給料月額の4～5%の削減措置を実施しています。

グラフ1は、本市職員の給与水準を類似団体平均並びに全国市平均と比較したものです。ラスパイレス指数とは、職員の給与水準を比較するために用いられる指数で、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示し、また類似団体平均とは、人口規模や産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

表3-1 人件費の状況（平成24年度普通会計決算）

| 住民基本台帳人口<br>(平成25年3月31日現在) | 歳出額<br>(A)   | 人件費<br>(B)  | 人件費率<br>(B/A) | 23年度の<br>人件費率 |
|----------------------------|--------------|-------------|---------------|---------------|
| 4,123人                     | 46億5,070万6千円 | 9億3,511万1千円 | 20.1%         | 19.7%         |

表3-2 職員給与費の状況（平成24年度普通会計決算） ※職員手当には退職手当を含みません。

| 職員数<br>(A) | 給 与 費       |           |           |             | 1人あたり給与費<br>(B/A) |
|------------|-------------|-----------|-----------|-------------|-------------------|
|            | 給 料         | 職員手当      | 期末・勤勉手当   | 計 (B)       |                   |
| 103人       | 3億8,531万7千円 | 6,068万9千円 | 1億3,600万円 | 5億8,200万6千円 | 565万1千円           |

表3-3 一般行政職の級別職員数の状況（各年4月1日現在）

| 区 分      | 1 級   | 2 級   | 3 級   | 4 級     | 5 級   | 6 級       |
|----------|-------|-------|-------|---------|-------|-----------|
| 標準的な職務内容 | 主事・技師 | 主事・技師 | 主査・主任 | 主任主査・主査 | 主幹・室長 | 課長・局長・事務長 |
| 職員数      | 平成24年 | 9人    | 35人   | 6人      | 9人    | 11人       |
|          | 平成25年 | 0人    | 7人    | 32人     | 7人    | 8人        |

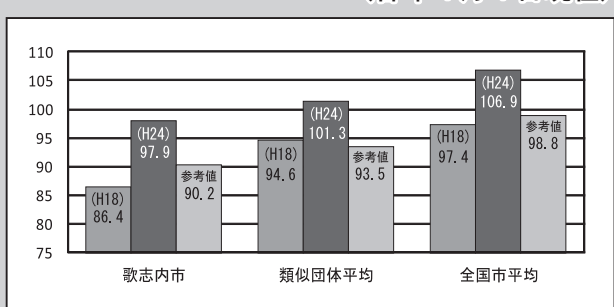
表3-4 平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

| 区 分   | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均給与月額   |
|-------|-------|----------|----------|
| 一般行政職 | 45.4歳 | 324,087円 | 364,925円 |

表3-5 一般行政職の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

| 区 分   | 歌志内市     | 国        |
|-------|----------|----------|
| 大 学 卒 | 172,200円 | 172,200円 |
| 短 大 卒 | 152,800円 | 152,800円 |
| 高 校 卒 | 140,100円 | 140,100円 |

グラフ1 ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



※参考値は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置（平均7.8%の削減）が無いとした場合の値です

表3-6 一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成25年4月1日現在）

| 区 分 | 10年以上<br>15年未満 | 15年以上<br>20年未満 | 20年以上<br>25年未満 |
|-----|----------------|----------------|----------------|
| 大学卒 | —              | 309,024円       | 318,000円       |
| 短大卒 | 226,750円       | 266,391円       | 295,920円       |
| 高校卒 | —              | 275,648円       | 291,441円       |

| 区分   | 歌志内市                                    | 国           |
|------|---|-------------|
| 支給割合 | 期末2.6月分・勤勉1.35月分                        | 本市と同じ       |
| 加算措置 | 職制上の段階、職務の級等による加算措置(役職加算)<br>0% [5~15%] | 同左<br>5~20% |

※ [ ]内は、削減措置前の支給割合です。  
※平成25年6月より凍結解除しています。

表3-8 退職手当支給割合等 (平成25年4月1日現在)

| 区分       | 歌志内市                 |         | 国                            |
|----------|----------------------|---------|------------------------------|
|          | 自己都合                 | 勤奨・定年   |                              |
| 勤続年数     | 20年                  | 23.03月分 | 自己都合による退職及び勤奨・定年による退職とも本市と同じ |
|          | 25年                  | 32.83月分 |                              |
|          | 35年                  | 46.55月分 |                              |
| 最高限度額    | 55.86月分              | 55.86月分 | 本市と同じ                        |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置(2~20%加算) |         |                              |

※平成24年度の1人当たり平均支給額 1,947万5千円

表3-9 時間外勤務手当の状況

| 区分            | 平成23年度    | 平成24年度    |
|---------------|-----------|-----------|
| 支給総額          | 1,120万9千円 | 1,276万7千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額 | 103,000円  | 119,000円  |

③職員手当  
(1)期末・勤勉手当  
期末・勤勉手当は、給料と扶養手当の合計額に表3-7の支給割合を乗じた額が支給されます。  
なお、役職に応じて支給する役職段階別加算措置については凍結しています。  
(2)退職手当  
退職手当は、退職時の給料月額に、退職理由と勤続年数に応じて定めら

れた支給割合を乗じて算出します。  
支給割合は、本市が加入している北海道市町村職員退職手当組合の条例如表3-8のとおり定められています。  
(3)その他の手当  
時間外勤務手当の状況は表3-9、扶養手当など一定の要件を満たすことによつて支給される手当は次ページ表3-10のとおりとなっています(病院事業職員を除く)。

表4 勤務時間と休日等の状況 (平成25年4月1日現在)

|      |                      |
|------|----------------------|
| 始業   | 午前8時30分              |
| 終業   | 午後5時15分              |
| 休憩時間 | 正午~午後1時              |
| 週休日  | 土・日曜日                |
| 休日   | 祝日、年末年始(12月30日~1月4日) |

職員の標準的な勤務時間と休日は表4のとおりです。  
休暇の種類には、有給休暇の年次有給休暇、病気休暇、各種特別休暇及び無給休暇の介護休暇、組合休暇があります。年次有給休暇は年間20日付与され、平成24年における一般職員の平均取得日数は8・6日となっています。

### 3 職員の勤務時間 その他勤務条件の状況

④特別職の報酬など  
特別職である市長等の給料、市議会議員の報酬月額などの状況は次ページ表3-11のとおりです。  
本市の財政状況を踏まえて、給与等の削減を行っています。

### 4 職員の分限 及び懲戒処分の状況

①分限処分の状況  
職員が、一定の事由によつてその職責をじゅうぶん果たすことができない場合、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分を分限処分といい、降任、免職、休職、降給の4つの処分があります。  
平成24年度は、心身の故障による休職処分が2件ありました。  
②懲戒処分の状況  
職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問ひ、公務における規律と秩序の維持を目的として、職員に制裁として科する処分を懲戒処分といい、戒告、減給、停職、免職の4つの処分があります。  
平成24年度はこれらの懲戒処分はありませんでした。

### 5 職員の服務の状況

職員は、地方公務員法で「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と、服務の根本基準が義務づけられています。  
この基準に基づき、「職務命令に従

| 手当名     | 内容及び支給単価  | 国の制度<br>(異なる内容)                                | 支給職員1人当たり<br>平均支給年額<br>(平成24年度決算) |
|---------|---|--|-----------------------------------|
| 扶 養 手 当 | 配偶者や子など扶養親族を有する職員に、扶養親族の区分に応じて支給されます。             | 同 じ  | 234,889円                          |
|         | 配 偶 者 13,000円                                     |  |                                   |
|         | 扶養親族 1人につき6,500円                                  |  |                                   |
| 住 手 居 当 | 住宅を借りて家賃を支払っている職員や、住宅を所有し居住する職員に、住居の区分に応じて支給されます。 | 借家は同じ。<br>持ち家はなし。                              | 100,135円                          |
|         | 借 家 家賃が12,000円を超える場合に家賃に応じて支給(27,000円を限度)         |  |                                   |
| 通 手 勤 当 | 通勤距離が片道2km以上の職員に、交通手段の区分に応じて支給されます。               | 交通機関利用者は同じ。自家用車使用者は距離に応じ2,000円から24,500円の範囲内で支給 | 38,411円                           |
|         | 自家用車使用者 通勤距離2km以上5km未満は2,000円、5km以上は4,100円を支給     |  |                                   |
| 管理職手当   | 管理職員に対し、給料月額に役職に応じた支給率を乗じた額が支給されます。               | 官職に応じ、定額を支給                                    | 223,054円                          |
|         | 課長等 支給率5%(削減措置前の支給率8%)                            |  |                                   |
| 寒冷地手当   | 毎年11月から3月まで、その月の初日における職員の区分に応じて支給されます。            | 同 じ  | 99,852円                           |
|         | 世帯主で扶養親族のある職員 26,380円                             |  |                                   |
|         | 世帯主で扶養親族のない職員 14,580円                             |  |                                   |
|         | 上記以外の職員 10,340円                                   |  |                                   |

表3-11 特別職給与等の状況 (平成25年4月1日現在)

| 区 分   | 給料・報酬月額             | 期 末 手 当 の 支 給 割 合 |
|-------|---------------------|-------------------|
| 市 長   | 664,000円 (830,000円) | 3.95月分            |
| 副 市 長 | 573,000円 (675,000円) |                   |
| 議 長   | 282,000円 (332,000円) | 3.95月分            |
| 副 議 長 | 250,000円 (295,000円) |                   |
| 議 員   | 230,000円 (270,000円) |                   |

※ ( ) 内は、削減措置前の支給月額です。  
 ※期末手当の役職による加算措置は廃止しています。

.....  
 う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事制限」などの義務が課せられています。  
 市では、服務規律の遵守や交通事故防止などについて注意を喚起し、服務規律保持を図っています。

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### ①研修の状況

職員研修は、職員の能力向上や市全体の公務能率の維持増進を目的に、北海道や他の自治体と相互に連携を図りながら、効果的・効率的な研修の実施に努めています。

平成24年度の職員研修の状況は表5のとおりです。

### ②勤務成績の評定の状況

職員の昇任、昇給、人事異動などは、各任命権者が職員の能力や適性等を総合的に判断し実施しています。

表5 職員研修の実施状況（平成24年度）

| 研修区分   | 受講者数 | 研修の内容              |
|--------|------|--------------------|
| 研修所修   | 14人  | 北海道市町村職員研修センター研修など |
| 各種専門研修 | 46人  | 専門知識及び技術の習得のための研修  |
| 職場内研修  | 63人  | 医療機器の取り扱い研修など      |
| 特別研修   | 5人   | メンタルヘルス研修など        |

表6 健康診断の受診状況（平成24年度）

| 区分          | 対象者数 | 受診者数 |
|-------------|------|------|
| 総合健診（人間ドック） | 115人 | 102人 |
| 定期健診        | 18人  | 16人  |

表7 職員互助会の状況（平成24年度）

| 共同互助会名       | 互助会に対する公費負担額 (A) | 互助会会員数 (B) |
|--------------|------------------|------------|
| 北海道市町村職員福祉協会 | 38万3千円           | 128人       |

※会員一人当たり公費負担額 (A) / (B) = 2,992円  
(共同互助会の事務費・人件費充当分含む)

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### ①健康診断の状況

職員の健康を確保するために実施している健康診断の受診状況は、表6のとおりです。

### ②公務災害と通勤災害の状況

職員の公務中または通勤途上の災害は、地方公務員災害補償法に基づき補償されます。

平成24年度の公務・通勤災害はありませんでした。

### ③職員互助会の状況

職員の健康増進と保健思想の普及などを行うため、共同互助会である北海道市町村職員福祉協会と連携して各種事業を実施しています。職員互助会の状況は、表7のとおりです。

## 8 公平委員会の報告

### ①措置要求・不服申し立ての状況

職員は、給与や勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、適当な措置がとられるように要求することができます。また、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けた場合は、公平委員会に対して不服申し立てをすることができます。平成24年度は、こうした措置要求や不服申し立てはありませんでした。

## 9月30日～11月7日 市内19か所で地区別市政懇談会を開催！

9月30日から11月7日にかけて、市民の皆さん延べ247人の参加をいただき、市内19か所の全町内会・自治会をまわり、地区別市政懇談会を開催しました。

懇談会では、はじめに町内会・自治会から提出された要望等に対し行政から回答を行い、その後、行政情報の提供として、「①特別警報く命を守るために知ってほしい」、「②福祉のまちづくり講演会の開催について」、「③高等学校等就学支援金について」の3点を説明しました。

その後、テーマによる意見交換会として「地域サロン」について行政より情報提供を行い、「地域サロン

を行うにはどうしたらいいんだ」、「現在も似たようなことはしているが、参加者が少なくて困っている」といったような質問や課題等が出されました。

また、参加された皆さんからは、さまざまな意見・要望等を多数いただきました。

これらの内容については、次号以降で紹介いたします。

